

第82期

定時株主総会 招集ご通知

日時 令和6年6月26日（水曜日）午前10時

場所 大阪府河内長野市楠町東1615番地
当社本店4階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照
ください。）

目次

▶ 第82期定時株主総会招集ご通知	1
▶ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 退任監査等委員である取締役に対し 退職慰労金贈呈の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）及び監査等委員である取締 役に対する退職慰労金制度廃止に伴 う打ち切り支給の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）等に対する株式報酬等の額 及び内容決定の件	
▶ 事業報告	18
▶ 連結計算書類	31
▶ 計算書類	33
▶ 監査報告書	35

(証券コード5464)
令和6年6月5日

株 主 各 位

本 店 大阪府河内長野市楠町東1615番地
本社事務所 大阪府大阪市中央区難波5丁目1番60号

モリ工業株式会社

代表取締役社長 森 宏 明

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.mory.co.jp/content/investor/stock/meeting/>)



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、令和6年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府河内長野市楠町東1615番地
当社本店4階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第82期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第82期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について前ページに記載の各ウェブサイトへのアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、**本株主総会においては、株主様の利便性を引き続き考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。**なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 令和6年6月26日(水曜日) 午前10時

書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 令和6年6月25日(火曜日) 午後5時到着

インターネットにて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 令和6年6月25日(火曜日) 午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**令和6年6月25日(火曜日)午後5時まで**に、パソコン又はスマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネット又は書面による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



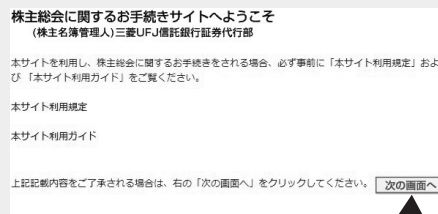
2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

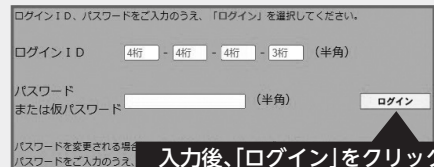
議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。



2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信用料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、今後の事業展開及び経営環境を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金150円 総額1,164,513,450円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和6年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	もり ひろ あき 森 宏 明 昭和35年8月27日生 再任	昭和64年1月 当社入社 平成2年4月 モリ金属株式会社 代表取締役社長 平成2年6月 当社取締役 平成6年6月 当社常務取締役 平成8年6月 当社専務取締役 平成8年7月 当社代表取締役専務 平成12年6月 当社代表取締役社長 令和2年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)	86,087株
【取締役候補者とした理由】 平成12年6月より代表取締役社長を務め、長年にわたり企業経営者として当社の企業価値向上に貢献し、当社の経営全般に豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	あさのひろあき 浅野弘明 昭和30年3月6日生 再任	昭和55年2月 当社入社 平成8年4月 当社東京支店ステンレス部長 平成16年6月 株式会社ニットク 代表取締役社長 平成16年7月 当社東京支店長 平成22年6月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役 令和2年6月 当社取締役 常務執行役員 令和5年7月 当社取締役 専務執行役員（現任） 〈担当〉 営業部門担当	7,335株
【取締役候補者とした理由】 これまで東京支店ステンレス部長、東京支店長を歴任し、現在は営業部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	なかにしまさひと 中西正人 昭和32年5月3日生 再任	昭和56年4月 当社入社 平成12年8月 当社財務部長 平成19年3月 当社人事部長 平成23年7月 当社総務部長 平成24年6月 当社取締役 令和元年6月 当社常務取締役 令和2年6月 当社取締役 常務執行役員（現任） 〈担当〉 管理部門担当	6,995株
【取締役候補者とした理由】 これまで財務部長、人事部長、総務部長を歴任し、現在は管理部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
4	もと やま こう いち 元 山 耕 一 昭和35年10月30日生 再任	昭和59年 4 月 当社入社 平成21年 5 月 当社茨城工場長 平成24年 4 月 当社第二製造部長 平成26年 4 月 当社第一製造部長 平成28年 6 月 当社取締役 令和 2 年 6 月 当社上席執行役員 令和 3 年 6 月 当社取締役 常務執行役員（現任） 〈担当〉 技術・製造部門担当	5,566株
【取締役候補者とした理由】 これまで茨城工場長、第二製造部長、第一製造部長を歴任し、現在は技術部門及び製造部門担当を務めており、当社における豊富な業務経験、経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、令和6年3月31日時点のものであり、当社役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の内容の概要は後記26ページ記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役小池裕樹、林修一及び岩崎泰史の各氏が任期満了となり、小池裕樹氏は退任いたします。また濱崎貞信氏は令和5年12月31日付で監査等委員である取締役を辞任しておりますので、改めて監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	はやし しゅう いち 林 修 一 昭和45年11月25日生 再任 社外 独立	平成18年 5月 公認会計士登録 平成18年10月 公認会計士・税理士林恭造事務所入所 平成19年 4月 税理士登録 平成20年 3月 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長（現任） 当社監査役 平成20年 6月 株式会社大阪第一食糧 社外取締役 平成21年 6月 大阪地下街株式会社 社外監査役 平成23年 6月 大阪地下街株式会社 社外監査役 平成24年 1月 林公認会計士事務所 代表（現任） 平成25年 3月 ハンズコンサルティング株式会社 代表取締役社長 平成27年11月 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役（現任） 平成28年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 平成29年11月 株式会社久我 監査役（現任） 平成30年11月 富士化学株式会社 監査役（現任） 〈重要な兼職の状況〉 林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>これまでの企業経営者としての豊富な経験に加え、公認会計士及び税理士としての専門的な知識や経験を有しております。これらを当社の業務執行に対する監査・監督への適切な遂行に活かしていただけるものと期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	いわ さき たい し 岩 崎 泰 史 昭和43年11月10日生 再任 社外 独立	平成4年10月 センチュリー監査法人入社（現 EY新日本有限責任監査法人） 平成9年4月 公認会計士登録 平成9年6月 センチュリー監査法人退職 平成9年7月 岩崎泰史公認会計士事務所 代表 （現任） 平成9年8月 税理士登録 平成27年6月 当社監査役 平成28年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 令和4年10月 株式会社島津商会 監査役（現任） 〈重要な兼職の状況〉 岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 これまで社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての専門的な知識や経験を有しております。これらを当社の業務執行に対する監査・監督への適切な遂行に活かしていただけるものと期待して、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>			
3	おく むら てる かず 奥 村 輝 一 昭和36年8月10日生 新任	昭和59年4月 当社入社 平成30年4月 当社人事部長 令和元年7月 当社総務部長 令和3年9月 当社企画室長（現任）	7,541株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまで人事部長、総務部長を歴任し、現在は企画室長を務めており、当社における豊富な業務経験を有していることから、当社の業務執行に対する監査・監督を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	さいとう ゆき 齋藤友紀 昭和53年11月13日生 新任 社外 独立	平成18年10月 弁護士登録 さくら法律事務所 入所 平成24年1月 さくら法律事務所 パートナー就任 (現任) 平成27年10月 非常勤裁判官(家事調停官) 令和5年6月 岩谷産業株式会社 社外取締役(現任) 令和6年3月 クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 〈重要な兼職の状況〉 さくら法律事務所 パートナー弁護士 岩谷産業株式会社 社外取締役 クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>これまで社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識や経験を有しております。これらを当社の業務執行に対する監査・監督への適切な遂行に活かしていただけるものと期待して、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奥村輝一氏の所有する当社の株式の数は、令和6年3月31日時点のものであり、当社従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
3. 林修一氏、岩崎泰史氏及び齋藤友紀氏の各候補者は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、林修一氏及び岩崎泰史氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、齋藤友紀氏につきましても、同氏を独立役員として届け出ております。なお、齋藤友紀氏が所属するさくら法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、過去3年間の平均でその年間取引金額は10百万円未満であり、かつ、さくら法律事務所の年間売上高の1%未満となっております。また、同氏は岩谷産業株式会社の社外取締役に就任しており、同社と当社との間には取引関係がありますが、同氏は両社とも業務執行者ではないため、特別の利害関係を生じさせる懸念は無く、一般株主との利益相反の生ずるおそれは無いものと判断しております。
5. 当社は、林修一氏及び岩崎泰史氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、両氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、齋藤友紀氏が選任された場合は同様の内容で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしており、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該契約の内容の概要は後記26ページ記載のとおりであります。

【ご参考】本総会終結後の取締役のスキルマトリックス

氏名	専 門 性 ・ 経 験									
	企 業 経 営	製 造 ・ 技 術 ・ 研 究 開 発	営 業 ・ マーケ ティング	財 務 ・ ファイナンス ・ M & A	I T ・ デジタル	人 事 ・ 労 務 ・ 人 材 開 発	法 務 ・ リスクマネジメント	グ ローバル 経 験	材 市	料 況
森 宏 明	●	●	○	●		○	○	○	○	
浅 野 弘 明	●		●							●
中 西 正 人	●			●		●	○			
元 山 耕 一	●	●								
奥 村 輝 一 (常勤監査等委員)						●	●			
林 修 一 (監査等委員)	●			●						
岩 崎 泰 史 (監査等委員)	●			●	●					
齋 藤 友 紀 (監査等委員)						●	●			

- (注) 1. 上記一覧表の●は専門スキルあり、○は部長等の実務経験と相応の知見ありを表しております。
2. 上記一覧表は取締役の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。

【ご参考】執行役員者のスキルマトリックス（令和6年3月31日現在）

氏名	専 門 性 ・ 経 験									
	企 業 経 営	製 造 ・ 技 術 ・ 研 究 開 発	営 業 ・ マーケ ティング	財 務 ・ ファイナンス ・ M & A	I T ・ デジタル	人 事 ・ 労 務 ・ 人 材 開 発	法 務 ・ リスクマネジメント	グ ローバル 経 験	材 市	料 況
森 信 司	●	●				○				
榎 田 克 彦			●					○		
竹 谷 佳 久			●							●
北 山 裕 康		●						○		
川 下 健 一	●	●	○			○		●		
河 野 博 光				●		●	●	○		
新 田 竜 一			●	○	○	○				

- (注) 1. 上記一覧表の●は専門スキルあり、○は部長等の実務経験と相応の知見ありを表しております。
2. 上記一覧表は執行役員者の有する全ての専門性・経験を表すものではありません。
3. 当社では、令和2年6月25日より執行役員制度を導入しております。

第4号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

一身上の都合により令和5年12月31日をもって監査等委員である取締役を辞任された濱崎貞信、また本総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任される小池裕樹の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、当社は令和3年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。本議案は当該方針に沿うものであり、その内容についても相当であると考えております。

退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名				略歴
はま	さき	さだ	のぶ	貞信
濱	崎	貞	信	令和元年6月 当社取締役（常勤監査等委員） 令和5年12月 当社取締役（常勤監査等委員）退任
こ	いけ	ひろ	き	樹
小	池	裕	樹	平成28年6月 当社取締役（監査等委員）現在に至る

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、令和6年5月10日開催の取締役会において、本株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

退職慰労金制度の廃止に伴い、一身上の都合により令和5年12月31日をもって監査等委員である取締役を辞任された濱崎貞信、また本株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を退任される小池裕樹の両氏を除き、現在在任中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役2名に対して、それぞれの就任時から本株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で、打ち切り支給いたしたいと存じます。なお、当社は令和3年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。本議案は当該方針に沿うものであり、その内容についても相当であると考えております。

なお、支給の時期は各取締役の退任の時とし、その具体的な金額及び方法は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）においては取締役会に、監査等委員である取締役においては監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の略歴は次のとおりです。

氏 名				略 歴	
もり 森	ひろ 宏	あき 明		平成 2 年 6 月	当社取締役
				平成 6 年 6 月	当社常務取締役
				平成 8 年 6 月	当社専務取締役
				平成 8 年 7 月	当社代表取締役専務
				平成 12 年 6 月	当社代表取締役社長
				令和 2 年 6 月	当社代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る
あさ 浅	の 野	ひろ 弘	あき 明	平成 22 年 6 月	当社取締役
				平成 26 年 6 月	当社常務取締役
				令和 2 年 6 月	当社取締役 常務執行役員
				令和 5 年 7 月	当社取締役 専務執行役員 現在に至る
なか 中	にし 西	まさ 正	と 人	平成 24 年 6 月	当社取締役
				令和 元年 6 月	当社常務取締役
				令和 2 年 6 月	当社取締役 常務執行役員 現在に至る
もと 元	やま 山	こう 耕	いち 一	平成 28 年 6 月	当社取締役
				令和 2 年 6 月	当社上席執行役員
				令和 3 年 6 月	当社取締役 常務執行役員 現在に至る
はやし 林		しゅう 修	いち 一	平成 28 年 6 月	当社取締役（監査等委員） 現在に至る
いわ 岩	さき 崎	たい 泰	し 史	平成 28 年 6 月	当社取締役（監査等委員） 現在に至る

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、令和2年6月25日開催の第78期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の限度額を年額2億5千万円以内としてご承認をいただいておりますが、当該報酬限度額とは別枠で、新たに当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。取締役と併せて、以下「取締役等」という。）を対象に、当社株式を報酬として交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

当社は、「役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針」を定めており、その概要は後記26ページに記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を後記17ページに記載の「【ご参考】役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針」のとおりに変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、取締役の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としたものであり、導入は相当であると考えております。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

また、本制度は、執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につきその額及び内容を提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績目標の達成度に応じて取締役等に付与されるポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。

（詳細は下記(2)以降のとおり。）

- 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者
 - ①当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）
 - ②当社の執行役員（国内非居住者を除く。）
- 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響
 - ①当社が拠出する金員の上限
 - 3事業年度を対象として合計3億51百万円
 - ②取締役等が交付等を受ける当社株式の数の上限及び当社株式の取得方法
 - ・3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は54,000株
 - ・1事業年度あたりに取締役等に付与されるポイントの総数の上限は18,000ポイント（1ポイント＝当社普通株式1株に換算された株式数の当社発行済み株式総数[令和6年3月31日時点、自己株式控除後]に対する割合は約0.2%。）
 - ・本制度に伴う当社株式は、株式市場又は当社から取得
 - ③業績達成条件の内容
 - ・業績目標の達成度等に応じて150%～0%で変動する設計
 - ・業績目標の達成度を評価する指標は、「営業利益」等を採用
 - ④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期
 - ・原則、取締役及び執行役員を退任した時
 - ・ただし、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するときまで継続保有する

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（当初は、令和7年3月31日で終了する事業年度から令和9年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、信託期間の継続が行われた場合には、以降の各3事業年度。）を対象とします（本制度の対象とする期間を、以下「対象期間」という。）。

当社は、対象期間毎に合計3億51百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場又は当社から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に毎年一定の時期に、役位及び業績目標の達成度等に応じて予め定められたポイントの付与を行い、取締役の退任

時に付与されているポイントの累積値（以下、「累積ポイント」という。）に相当する数の当社株式等の交付等を本信託から行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間毎に合計3億51百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、3億51百万円の範囲内とします。

(3) 取締役等が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式報酬規程に基づき、役位及び業績目標の達成度等に基づき毎年一定の時期に付与されるポイントの累積ポイント数により定まります。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について、信託期間中に株式の分割・株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、交付等が行われる当社株式の数を調整いたします。

1事業年度あたりに取締役等に対して付与するポイントの総数の上限は18,000ポイントとします。そのため、取締役等に交付等が行われる当社株式等の総数は、3事業年度を対象として54,000株が上限となります。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、原則退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式等の交付を、本信託から受けるものとします。

このとき、当該取締役等は、付与されたポイントの一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合は、付与されたポイント数に相当する数

の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出等の都度、取締役会において定めます。

以 上

【ご参考】 役員個人の報酬等の額又はその算定方法に関する方針

当社は、「役員個人の報酬等の額又はその算定方法に関する方針」を定めており、その概要は後記26ページに記載のとおりであります。第6号議案をご承認いただいた場合、以下のとおり当該方針を変更いたします。

当社は役員個人の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で決議することにより定めております。

(基本報酬)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に則り、各取締役の役位並びに企業業績等を勘案して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなるよう、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役及び監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で監査等委員会で協議・決定しております。

(株式報酬)

業務執行取締役を対象として、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬規程を定めております。株主総会で決議した上限拠出額及び株式数の範囲内で、各取締役の役位並びに当該事業年度の業績への達成度を勘案したうえで、退任時に交付を受ける株式報酬です。

第82期 事業報告

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍が明け人流の増加を伴いながら、サービス需要を中心に景気は緩やかに回復してまいりました。足元では歴史的な円安によりインバウンド需要は急激に高まっておりますが、内需においては、賃金の増加が物価高に追いつかず、個人消費は弱含んでおり、景気の回復に足踏みが見られます。

海外におきましては、欧米におけるインフレ率の高止まりによる金融引き締め継続や中国の景気低迷などを受け、世界的な景気後退への警戒感が強まる中、ウクライナ情勢や中東情勢は更に緊迫化しており、資源価格が再び高騰するなど先行きに不透明感が漂っております。

当社グループが属しておりますステンレス業界では、ニッケル市況の下落や輸入材の影響で製品価格は値下がり傾向にあるものの、大きく崩れることなく推移しました。しかし、本格的な実需の回復までには至っておらず、荷動きは低調な状態が続きました。

このような状況下におきまして、当社グループの当連結会計年度における売上高は478億98百万円（前年同期比1.7%減）となりました。前年に比べ販売数量の減少等により、売上高は若干減少しております。収益面におきましては、製品価格と材料価格の値差は確保できましたが、販売数量の低迷や固定費の上昇等により、営業利益は58億96百万円（前年同期比12.4%減）、経常利益は63億93百万円（前年同期比10.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億19百万円（前年同期比14.6%減）となりました。

セグメント別の状況

(日本)

日本事業の売上高は455億25百万円（前年同期比1.8%減）、セグメント営業利益は57億31百万円（前年同期比11.7%減）となりました。製品部門別の売上高は以下のとおりです。

ステンレス管部門は、前年同期と比べて自動車用はメーカーの生産回復により数量が増加しましたが、配管用は数量が減少したため、売上高は259億43百万円（前年同期比1.9%減）となりました。

ステンレス条鋼部門は、前年同期と比べて数量が増加し、製品価格も上昇したため、売上高は114億62百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

ステンレス加工品部門は、給湯器用フレキ管の販売が振るわず、売上高は10億24百万円（前年同期比18.3%減）となりました。

鋼管部門は、建設仮設材用の需要が低迷し、販売数量が減少したため、売上高は64億51百万円（前年同期比5.3%減）となりました。

機械部門は、取引先が設備投資に慎重になったため販売台数が伸び悩み、売上高は6億43百万円（前年同期比6.3%減）となりました。

（インドネシア）

インドネシア事業は、中国経済の停滞による輸出関連不振でインドネシア経済が弱含みとなり、下期に入り二輪、四輪ともに販売数量が減少しました。販売価格の上昇と円安の効果もあり、売上高は23億73百万円（前年同期比0.8%増）となりましたが、セグメント営業利益は販売価格と材料価格のスプレッドが縮小したため、1億65百万円（前年同期比31.0%減）となりました。

セグメント・製品部門別売上高

区 分	金 額	構 成 比	前連結会計年度増減率
	百万円	%	%
日 本			
ステンレス管	25,943	54.2	△1.9
ステンレス条鋼	11,462	23.9	2.7
ステンレス加工品	1,024	2.1	△18.3
鋼 管	6,451	13.5	△5.3
機 械	643	1.3	△6.3
インドネシア	2,373	5.0	0.8
合 計	47,898	100.0	△1.7

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の額は、12億55百万円であります。主なものといたしましては、ステンレス管及びステンレス条鋼製造設備の改修であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

翌連結会計年度は、海外ではウクライナ情勢や中東情勢の緊迫した状況が長引き、解決の兆しが見えない中、中国の景気低迷や欧米のインフレなど世界的な景気後退が懸念されております。

一方、国内においては、円安の影響もあり、インバウンド需要が高まっているものの、賃金の上昇を上回る物価高により個人消費が低迷するなど先行きに不透明感が漂っております。

当社グループとしては、このような状況下、より効率的な生産体制を確立するための投資に注力するとともに、将来の発展が期待できる分野にも積極的に投資を実施し、生産能力を増強していく所存であります。

翌連結会計年度の見通しについては、本格的な実需の回復に至っていない状況が当面は継続すると思われるため、販売数量は前年度よりも若干減少すると予想しております。材料価格については、前年度のような急激な上下変動はないと見ており、販売価格も大きな変動はないと予想しております。また、運送や副資材等のコストアップなどを総合的に勘案して、通期の連結業績は前年比で減収減益と予想いたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 79 期	第 80 期	第 81 期	第 82 期 (当連結会計年度)
		令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
売上高 (百万円)		35,112	43,076	48,712	47,898
経常利益 (百万円)		3,427	6,148	7,177	6,393
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)		2,477	4,320	5,290	4,519
1株当たり当期純利益		315円69銭	551円47銭	681円33銭	582円08銭
総資産 (百万円)		56,175	62,527	65,761	70,304
純資産 (百万円)		42,893	46,311	50,732	54,605
1株当たり純資産		5,463円49銭	5,958円67銭	6,527円42銭	7,026円29銭

(注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第 79 期	第 80 期	第 81 期	第82期 (当期)
		令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
売上高 (百万円)		34,144	41,487	46,357	45,525
経常利益 (百万円)		3,482	6,086	7,061	6,317
当期純利益 (百万円)		2,544	4,338	4,996	4,482
1株当たり当期純利益		324円29銭	553円75銭	643円46銭	577円30銭
総資産 (百万円)		54,085	60,321	63,087	67,372
純資産 (百万円)		41,351	44,700	48,860	52,325
1株当たり純資産		5,270円19銭	5,755円79銭	6,292円46銭	6,740円01銭

- (注) 1. 記載金額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については、自己株式数控除後の株式数を用いております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (令和6年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
モリ金属株式会社	340 <small>百万円</small>	100.0 %	ステンレス管及びその加工品の製造
関東モリ工業株式会社	340 <small>百万円</small>	100.0	ステンレス管及びその加工品の製造
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	17 <small>百万USD</small>	95.4	ステンレス管の製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記3社であります。
 2. 関東モリ工業株式会社は、当社が100%出資しておりますモリ金属株式会社の100%出資子会社であり、関東モリ工業株式会社に対する当社の出資比率は全て間接所有となっております。

③ 特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容（令和6年3月31日現在）

当社グループはステンレス管、ステンレス条鋼、ステンレス加工品、鋼管、機械の製造・販売を主な事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場（令和6年3月31日現在）

会社名	名称	所在地
モリ工業株式会社	本店	大阪府河内長野市
	本社事務所	大阪市中央区
	東京支店	東京都中央区
	名古屋支店	名古屋市熱田区
	埼玉営業所	埼玉県狭山市
	新潟営業所	新潟県三条市
	中四国営業所	広島市東区
	福岡営業所	福岡県糟屋郡
	河内長野工場	大阪府河内長野市
	美原工場	大阪府堺市美原区
モリ金属株式会社	本店	大阪府河内長野市
	本店	埼玉県狭山市
関東モリ工業株式会社	茨城工場	茨城県常総市
	本店	インドネシア西ジャワ州
PT.MORY INDUSTRIES INDONESIA	本店	インドネシア西ジャワ州

(9) 従業員の状況（令和6年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
689 名	22 名増

(注) 従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
518 名	24 名増	39.1 歳	17.2 年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（令和6年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,000 百万円
株式会社りそな銀行	550
株式会社京都銀行	150
株式会社三井住友銀行	150
日本生命保険相互会社	100
大同生命保険株式会社	92

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（令和6年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,763,423株（自己株式 2,957株を除く。）
 (3) 株主数 6,968名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
光 通 信 株 式 会 社	563 ^{千株}	7.26 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	470	6.06
森 明 信	441	5.69
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	440	5.67
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	367	4.74
株 式 会 社 り そ な 銀 行	268	3.46
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	267	3.45
公 益 財 団 法 人 森 教 育 振 興 会	247	3.18
阪 和 興 業 株 式 会 社	233	3.00
P O S C O J A P A N 株 式 会 社	200	2.58

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式（2,957株）を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得

- ・ 単元未満株式の買取りによる自己株式の取得
 普通株式 462株
 取得価額の総額 1,945,295円
- ・ 譲渡制限株式の無償取得による自己株式の取得
 普通株式 1,100株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（令和6年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 宏 明	社長執行役員
取 締 役	浅 野 弘 明	専務執行役員 営業部門担当
取 締 役	中 西 正 人	常務執行役員 管理部門担当
取 締 役	元 山 耕 一	常務執行役員 技術・製造部門担当
取締役（監査等委員）	小 池 裕 樹	さくら法律事務所 代表弁護士 株式会社メルディアDC 社外監査役 ミートフーズサービス株式会社 監査役 株式会社ガイドー 社外取締役 南一興産株式会社 代表取締役
取締役（監査等委員）	林 修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	岩 崎 泰 史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役

- (注) 1. 取締役浅野弘明氏は、令和5年7月1日付で常務執行役員から専務執行役員に異動しております。
 2. 取締役（監査等委員）小池裕樹氏、林修一氏及び岩崎泰史氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 3. 取締役（監査等委員）林修一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役（監査等委員）岩崎泰史氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連帯を可能にするため、濱崎貞信氏を常勤の監査等委員として選定していましたが、一身上の都合により、令和5年12月31日に取締役（常勤監査等委員）を辞任いたしました。
 6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	森 信 司	関東モリ工業株式会社 代表取締役社長
上 席 執 行 役 員	梶 田 克 彦	中部・近畿地区営業・海外担当
上 席 執 行 役 員	竹 谷 佳 久	資材部長・鋼管営業部長
上 席 執 行 役 員	北 山 裕 康	品質保証部長・生産管理担当
上 席 執 行 役 員	川 下 健 一	第一製造部長
執 行 役 員	河 野 博 光	管理部長
執 行 役 員	新 田 竜 一	〇A部長・人事部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役の経営判断の誤りや従業員の不可抗力等による会社の損害、取締役の管理義務違反などに対する株主代表訴訟や第三者提訴による諸費用や損害賠償金などの損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、執行役員及び従業員等（過去の役員や相続人等も含む。）であり、取締役会での決議を条件に全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に関する事項

当社は役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会で決議することにより定めております。

(基本報酬)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で、役員報酬規程に則り、各取締役の役位並びに企業業績等を勘案して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなるよう、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役及び監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決議した報酬限度額の範囲内で監査等委員会で協議・決定しております。

(退職慰労金)

在任期間と基本報酬（業績連動報酬を除く。）を基準とした役員退職慰労金規程を定めております。退職慰労金は在任中の功績が特に顕著であった場合などは割増することがあります。なお、退任取締役へ支給する際は、株主総会の承認を得ることとしております。

② 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名に対しては、年2億50百万円以内（令和2年6月25日決議）であります。監査等委員である取締役4名に対しては、年50百万円以内（令和元年6月26日決議）であります。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任を受けた管理部門担当取締役常務執行役員中西正人、監査等委員である取締役濱崎貞信、小池裕樹、林修一及び岩崎泰史の各氏の協議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、役員報酬規程の基準額の妥当性の検証、退職慰労金の算定基準、功労加算の妥当性の検証であり、これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。また取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう監視いたします。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④ 報酬の体系

当社の役員報酬の基本報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されております。業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位によって報酬額を決定しております。業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、経常利益の予想額により支給率を決定しており、その支給率より報酬額を算出しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は経常利益64億円（令和6年3月15日修正）であり、実績は経常利益63億円でありました。

⑤ 事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程

当社の役員の報酬は、株主総会後の7月から翌年6月までを1期間としております。管理部門担当取締役と監査等委員である取締役は、毎年6月までに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の妥当性を協議いたします。

業績連動報酬以外の報酬は、各取締役の役位の金額が妥当かどうかを検証します。

業績連動報酬は、その決定プロセスを検証します。

退職慰労金は、その規程及び金額が妥当かどうかを検証します。

⑥ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数等

区 分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の総数
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	151 百万円	95 百万円	46 百万円	10 百万円	4 名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36 (17)	23 (10)	10 (5)	2 (1)	4 (3)

(注) 1. 「退職慰労金」の欄には、役員退職慰労引当金繰入額を含めて記載しております。

2. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）4名、取締役（監査等委員）3名であります。上記の支給人員と相違しているのは、令和5年12月31日をもって辞任した取締役（監査等委員）1名を含んでいるからであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼 職 状 況
取締役 (監査等委員)	小池裕樹	さくら法律事務所 代表弁護士 株式会社メルディアDC 社外監査役 ミートフーズサービス株式会社 監査役 株式会社ガイドー 社外取締役 南一興産株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	林 修 一	林公認会計士事務所 代表 株式会社トータル・プランニング・サービス 代表取締役社長 株式会社みどりトータル・ヘルス研究所 監査役 株式会社久我 監査役 富士化学株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	岩崎泰史	岩崎泰史公認会計士事務所 代表 株式会社島津商会 監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)小池裕樹氏が所属しているさくら法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しており、過去3年間の平均でその年間取引金額は10百万円未満であり、かつ、さくら法律事務所の年間売上高の1%未満となっております。また、小池裕樹氏が兼職しているその他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。
2. 取締役(監査等委員)林修一氏、岩崎泰史氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況 と 役 割
取締役 (監査等委員)	小池裕樹	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	林 修 一	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩崎泰史	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の経営の方針・経営戦略について、それぞれの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための助言等を行うことを期待しており、その役割を果たしております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）小池裕樹氏、林修一氏及び岩崎泰史氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区	分	報酬額
①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	32 百万円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、PT.MORY INDUSTRIES INDONESIAは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	45,839	流 動 負 債	13,332
現金及び預金	18,362	支払手形及び買掛金	2,564
受取手形及び売掛金	9,159	電子記録債務	5,733
電子記録債権	6,586	短期借入金	500
棚卸資産	11,535	1年内返済予定の長期借入金	1,036
その他	213	リース債務	5
貸倒引当金	△ 16	未払法人税等	964
固 定 資 産	24,464	賞与引当金	428
有形固定資産	16,041	その他	2,100
建物及び構築物	3,428	固 定 負 債	2,366
機械装置及び運搬具	3,910	長期借入金	506
工具、器具及び備品	114	繰延税金負債	1,167
土地	8,009	リース債務	3
リース資産	8	役員退職慰労引当金	184
建設仮勘定	569	執行役員退職慰労引当金	35
無形固定資産	60	退職給付に係る負債	173
その他	60	その他	296
投資その他の資産	8,363	負 債 合 計	15,698
投資有価証券	4,890	(純資産の部)	
長期貸付金	7	株 主 資 本	51,426
退職給付に係る資産	1,872	資 本 金	7,360
その他	1,601	資 本 剰 余 金	7,149
貸倒引当金	△ 8	利 益 剰 余 金	36,919
資 産 合 計	70,304	自 己 株 式	△ 2
		その他の包括利益累計額	3,121
		その他有価証券評価差額金	1,958
		為替換算調整勘定	886
		退職給付に係る調整累計額	276
		非支配株主持分	57
		純 資 産 合 計	54,605
		負 債 純 資 産 合 計	70,304

連結損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		47,898
売上原価		36,493
売上総利益		11,405
販売費及び一般管理費		5,508
営業利益		5,896
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	148	
持分法による投資利益	167	
為替差益	106	
その他	78	518
営業外費用		
支払利息	13	
その他	8	21
経常利益		6,393
特別利益		
投資有価証券売却益	109	109
特別損失		
固定資産除却損	12	12
税金等調整前当期純利益		6,490
法人税、住民税及び事業税	1,942	
法人税等調整額	24	1,967
当期純利益		4,523
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		4,519

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	44,773	流動負債	13,005
現金及び預金	17,934	支払手形	1
受取手形	1,017	電子記録債権	5,703
電子記録債権	6,586	買掛金	2,397
売掛金	7,820	短期借入金	500
棚卸資産	10,760	1年内返済予定の長期借入金	1,036
前払費用	73	未払金	296
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	519	未払費用	874
未収入金	75	未払法人税等	947
その他	1	前受り金	36
貸倒引当金	△ 15	預賞与引当金	72
固定資産	22,599	未払消費税等	384
有形固定資産	13,142	未払消費税等	514
建物	2,546	その他	242
構築物	230	固定負債	2,041
機械及び装置	3,578	長期借入金	506
車両運搬具	1	繰延税金負債	896
工具、器具及び備品	111	退職給付引当金	160
土地	6,109	役員退職慰労引当金	184
建設仮勘定	564	執行役員退職慰労引当金	35
無形固定資産	56	資産除去債務	137
その他	56	その他	122
投資その他の資産	9,399	負債合計	15,047
投資有価証券	4,234	(純資産の部)	
関係会社株	944	株主資本	50,366
出資金	0	資本	7,360
長期貸付金	7	資本剰余金	7,151
関係会社長期貸付金	1,338	資本準備金	7,705
長期前払費用	25	その他資本剰余金	△ 553
前払年金費用	1,299	利益剰余金	35,857
保険積立金	1,434	利益準備金	901
その他	123	その他利益剰余金	34,955
貸倒引当金	△ 8	繰越利益剰余金	34,955
資産合計	67,372	自己株式	△ 2
		評価・換算差額等	1,958
		その他有価証券評価差額金	1,958
		純資産合計	52,325
		負債純資産合計	67,372

損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		45,525
売 上 原 価		34,511
売 上 総 利 益		11,014
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,360
営 業 利 益		5,653
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	80	
受 取 配 当 金	338	
為 替 差 益	126	
受 取 賃 貸 料	244	
そ の 他	68	858
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
減 価 償 却 費	160	
不 動 産 賃 貸 費 用	19	
そ の 他	3	194
経 常 利 益		6,317
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	109	109
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12	12
税 引 前 当 期 純 利 益		6,413
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,912	
法 人 税 等 調 整 額	19	1,931
当 期 純 利 益		4,482

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和6年5月27日

モリ工業株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 和久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、モリ工業株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モリ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和6年5月27日

モリ工業株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村上 和久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、モリ工業株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月31日

モリ工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 小池裕樹 ㊟

監査等委員 林修一 ㊟

監査等委員 岩崎泰史 ㊟

(注) 監査等委員小池裕樹、林修一及び岩崎泰史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場 ご案内図

日時

令和6年6月26日(水曜日) 午前10時

場所

大阪府河内長野市楠町東1615番地
当社本店 4階ホール



交通のご案内

南海高野線「千代田駅」より 徒歩約3分

※南海高野線難波駅から千代田駅の乗車時間は、急行・区間急行で約35分です。

なお、急行をご利用の場合は、北野田駅又は金剛駅にて各停にお乗り換えください。